

# 「静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」 の改正案へのご意見を募集します！

本市では、現在「静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」の改正を検討し、このたび、改正案を作成しました。つきましては、静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第37条第1項の規定による手続（意見公募手続）を実施し、皆さまからのご意見を募集します。

## 1 改正の内容

本市では、宅地の造成等の開発である土地利用事業を行おうとする事業者に対して、静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）に基づき、「施行区域及びその周辺の地域における災害を防止する」とともに、「自然環境の保全を図りつつ、良好な自然及び生活環境の確保に努める」ことを目的に指導をしています。

現行の指導要綱は、昭和49年に策定された「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱」を準用し、平成15年4月に策定（平成18年3月改正）され、指導基準として一般基準と個別基準を定めており、両基準を遵守するように留意しつつ、運用してきましたが、策定当初に比べて関係法令が整備され、個別基準の内容が関係法令に概ね包含しているため、今回「個別基準」を削除しました。そのほか、適用除外区域の変更や関連する条例の廃止に伴う削減等の必要が生じたことから、指導要綱をより理解しやすくするために今回改正するものです。

【添付】静岡市土地利用事業に関する指導要綱改正案の概要

## 2 意見公募期間

令和3年1月18日（月）から令和3年2月17日（水）まで

## 3 配布資料

- ・静岡市土地利用事業に関する指導要綱改正案の概要（規則等の案の概要）
- ・意見応募用紙

## 4 資料の配布場所

- (1) 市ホームページ（アドレス [https://www.city.shizuoka.lg.jp/219\\_000056.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/219_000056.html)）
- (2) 静岡市役所 都市局都市計画部開発指導課（静岡市役所静岡庁舎7階）
- (3) 静岡市役所都市局都市計画部都市計画事務所（静岡市役所清水庁舎3階）
- (4) 各区役所の市政情報コーナー

## 5 意見の提出先・提出方法

- (1) 郵送、ファクシミリ（FAX）により提出する場合：令和3年2月17日（水）必着

「意見応募用紙」に意見等をご記入の上、下記の宛先へ提出してください。

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所静岡庁舎7階）

静岡市 都市局 都市計画部 開発指導課 開発審査係 宛て

電話 054-221-1118 FAX 054-221-1117

- (2) 持参により提出する場合：令和3年2月17日（水）必着

「意見応募用紙」に意見等をご記入の上、静岡市開発指導課（静岡市役所静岡庁舎7階）へ提出してください ※ 開庁時間：8時30分から17時15分（土・日・祝日を除く）

- (3) 電子申請により提出する場合

市ホームページ（アドレス [https://www.city.shizuoka.lg.jp/219\\_000056.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/219_000056.html)）から電子

申請システムの専用フォームにアクセスし、意見等を送信してください。

専用フォーム（電子申請）は下記のアドレスにアクセスしてください。

(アドレス：<https://shinsei-pref.elg-front.asp.lgwan.jp/shizuoka2/uketsuke/dform.do?id=1607931991706>)

## 6 注意事項

- (1) 電話又は電子メールによる意見の提出はご遠慮願います。
- (2) 意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- (3) いただいた意見は、個人が特定できないよう編集した上で、静岡市のホームページ等で公開させていただきますので、ご了承ください。

## 7 問い合わせ先

静岡市 都市局都市計画部開発指導課 開発審査係

電話 054-221-1118 F A X 054-221-1117